

認定特定非営利活動法人制度について

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除きます。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

本制度は平成23年改正法で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年改正法により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
※P13「**ハの金額**の（注）」参照
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、次項に掲げる欠格事由に該当するNPO法人は、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を受けることはできません。

欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません。

- ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
 - ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
 - ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
 - ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
 - ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。

パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次のいずれかの基準を選択できます。

- ・ 相対値基準
- ・ 絶対値基準
- ・ 条例個別指定

相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

経常収入金額 ⇒ 総収入金額 - **イの金額**

寄附金等収入金額 ⇒ 受入寄附金総額 - **ロの金額** + **ハの金額**

イの金額

次に掲げる金額の合計額

- ① 国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの
（注）国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準の計算上の分母・分子に算入することが可能です。ただし、分子に算入する国の補助金等の額は、受入寄附金総額から**ロの金額**を控除した金額が限度となります（分母には国の補助金等の額の全額を算入します。）。
- ② 国等からの委託事業費
- ③ 法令に基づく事業の対価のうち、国又は地方公共団体の負担分（例：介護報酬の国・地方公共団体の負担分）
- ④ 資産売却による臨時収入
- ⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者当たりの基準限度超過額
- ⑥ 1,000円未満の寄附金
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

※小規模法人の特例について

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員または社員を除きます。）の数が50人以上である法人です。

小規模法人においても、国の補助金等を受けている場合、選択により当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（上記①（注）参照）。

ロの金額

次に掲げる金額の合計額

- ① 一者あたり基準限度超過額
- ② 1,000円未満の寄附金
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注) 「一者あたり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、他の認定NPO法人等からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります。

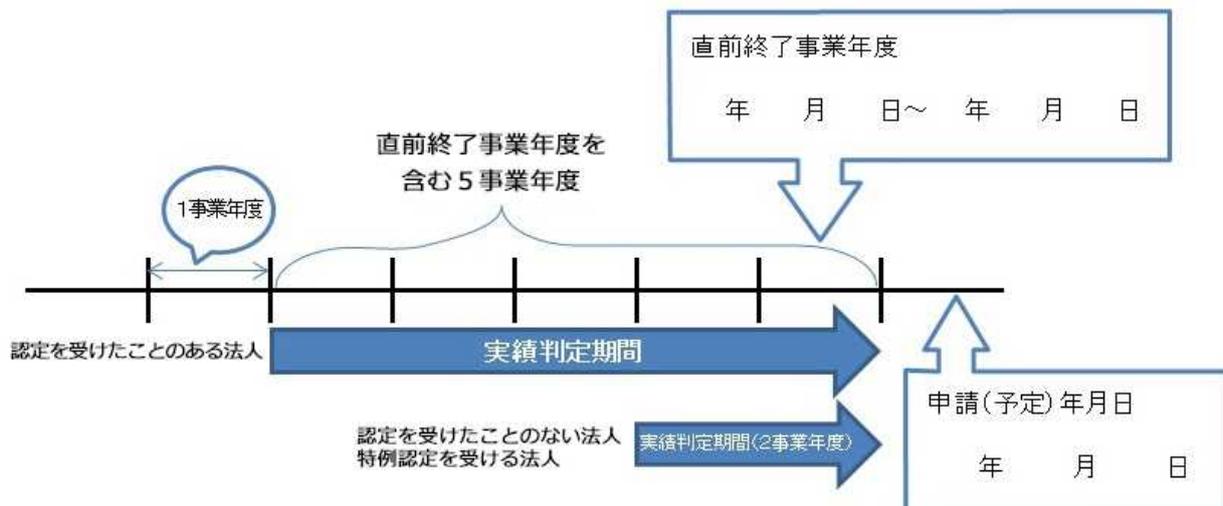
ハの金額

社員から受け入れた会費の合計額から、共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

(注) 「共益的活動」とは、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などその対象や便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動等をいいます。

実績判定期間について

実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

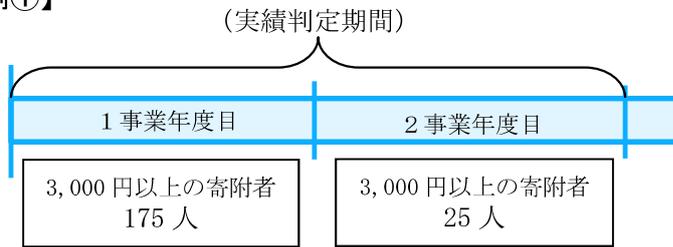


絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計額が、年平均100人以上であることを求める基準です。

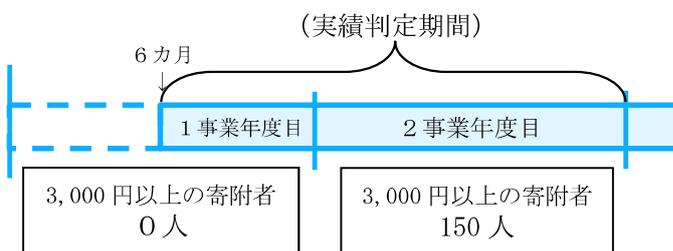
$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金} \\ \text{を受け取っている場合は、当該休眠預金等交付金関係} \\ \text{助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
 2 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
 3 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【例①】

実績判定期間において、1年目に175人、2年目に25人から3,000円以上の寄附があった場合

$$\Rightarrow (175 \text{ 人} + 25 \text{ 人}) \div 2 = 100 \text{ 人}$$

【例②】

設立後、間もない法人が、1年目は1名も寄附者がいなかったが、2年目において150人から3,000円以上の寄附があった場合

$$\Rightarrow (0 \text{ 人} + 150 \text{ 人}) \times 12 \div 18 = 100 \text{ 人}$$



※ 年平均で100人以上なので、例①・②両方の場合において絶対値基準を満たすこととなります。

条例個別指定

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）を求める基準です。ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《 参 考 》 寄附金について

『支出する側に任意性があること』『直接の反対給付がないこと』の二つの要件を満たすものを「寄附金」といい、名称が賛助金や助成金といったものであってもこの要件を満たせば寄附金になることがあります。

『支出する側に任意性があること』

⇒ 寄附金（物品）を出す寄附者自身が、出すか出さないかを自由に決定でき、かつその金額を自由に決めることができること。

『直接の反対給付がないこと』

⇒ 寄附者が、支出した寄附金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。お礼状や活動報告、無料の会報など、商業的に一般に売買されていないようなものは、反対給付にあたりません。

認定等を受けるための申請手続き等について

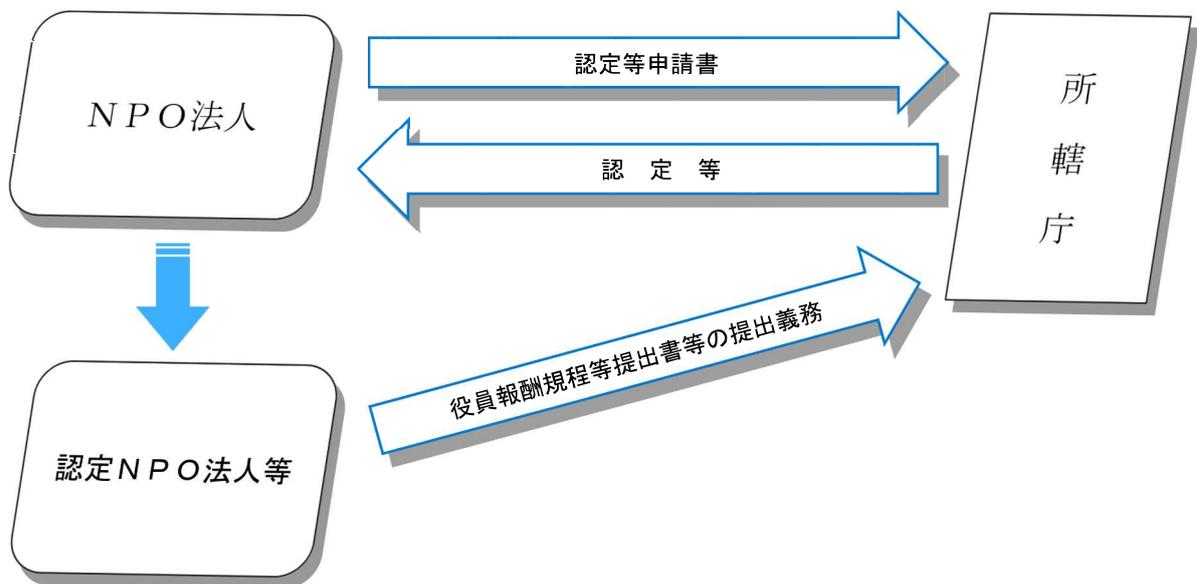
認定を受けようとする場合

イ 認定NPO法人として認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名(法人の名称)と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）
- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。



特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定NPO法人として特例認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁の条例で定めるところにより次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（特例認定の有効期間の更新はありません。）。

認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります。

- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります。

認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません。

認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。

- ① 事業報告書等（※）
- ② 役員名簿（※）
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

所轄庁においても、認定NPO法人等から提出を受けた事業報告書等（過去5年間に提出を受けたものに限ります。）の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています。

（※）①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

税の優遇措置について

寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。

寄附金控除（所得控除）とは、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（所得金額の40%相当額を限度）から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

税額控除とは、その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

また、特定寄附金又はNPO法人の行う特定非営利活動に関連する寄附金で、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で指定した寄附金である場合には、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」等をご参照ください。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

二 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります（特例認定NPO法人は適用されません。）。

認定NPO法人になると税制上の措置以外にも、以下のようなメリットがあります。

- イ 認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。
- ロ 認定を受けるために、よりいっそう進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。